

I はじめに

1 贈与税の概要

平成 26 年 1 月 1 日から平成 26 年 12 月 31 日までの 1 年間に財産の贈与（法人からの贈与を除きます。）を受けた個人は、その贈与を受けた財産について、次に掲げるケースに応じて贈与税の申告をしなければなりません。

- ① 「暦年課税」を適用する場合には、その財産の価額の合計額が基礎控除額（110 万円）を超えるとき
- ② 「相続時精算課税」を適用するとき

（注） 人格のない社団や財団又は持分の定めのない法人は個人とみなされて贈与税がかかることがあります。この場合の贈与税額の計算方法等については、この「贈与税の申告のしかた」の説明と異なる点がありますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

(1) 暦年課税

イ 概要

1 年間に贈与を受けた財産の価額の合計額（1 年間に 2 人以上の人から贈与を受けた場合又は同じ人から 2 回以上にわたり贈与を受けた場合には、それらの贈与を受けた財産の価額の合計額）を基に贈与税額を計算する方式です。

その財産の価額の合計額が基礎控除額（110 万円）を超える場合には、贈与税の申告をする必要があります。

ロ 計算方法

1 年間に贈与を受けた財産の価額の合計額（課税価格）から基礎控除額（110 万円）を控除した残額（基礎控除後の課税価格）について、1 ページの「贈与税の速算表」により贈与税額を計算します。

《計算例》 500 万円の贈与を受けた場合の計算例

500 万円					
110 万円	390 万円				
(基礎控除額)	(基礎控除後の課税価格)	(税率)	(控除額)	(税額)	
	390 万円	× 20%	− 25 万円	= 53 万円	

お知らせ

平成 27 年 1 月から暦年課税の税率や税額の計算方法などが変わります。

平成 27 年 1 月 1 日以後の贈与について適用される改正の概要については、81 ページをご覧ください。

(2) 相続時精算課税

イ 概要

特定の贈与者から贈与を受けた財産について暦年課税に代えて相続時精算課税を選択した場合には、その贈与者から 1 年間に贈与を受けた財産（「相続時精算課税適用財産」といいます。）の価額の合計額を基に贈与税額を計算し、将来その贈与者が亡くなった時にその相続時精算課税適用財産の価額（贈与時の時価）と相続又は遺贈を受けた財産の価額（相続時の時価）の合計額を基に計算した相続税額から、既に支払った相続時精算課税適用財産に係る贈与税相当額を控除した金額をもって納付すべき相続税額とする方式です（その控除により控除しきれない金額がある場合には、相続税の申告をすることにより還付を受けることができます。）。

相続時精算課税を選択した場合には、その財産の価額が 110 万円以下であっても贈与税の申告をする必要があります。また、申告に際しては次の点に注意してください。

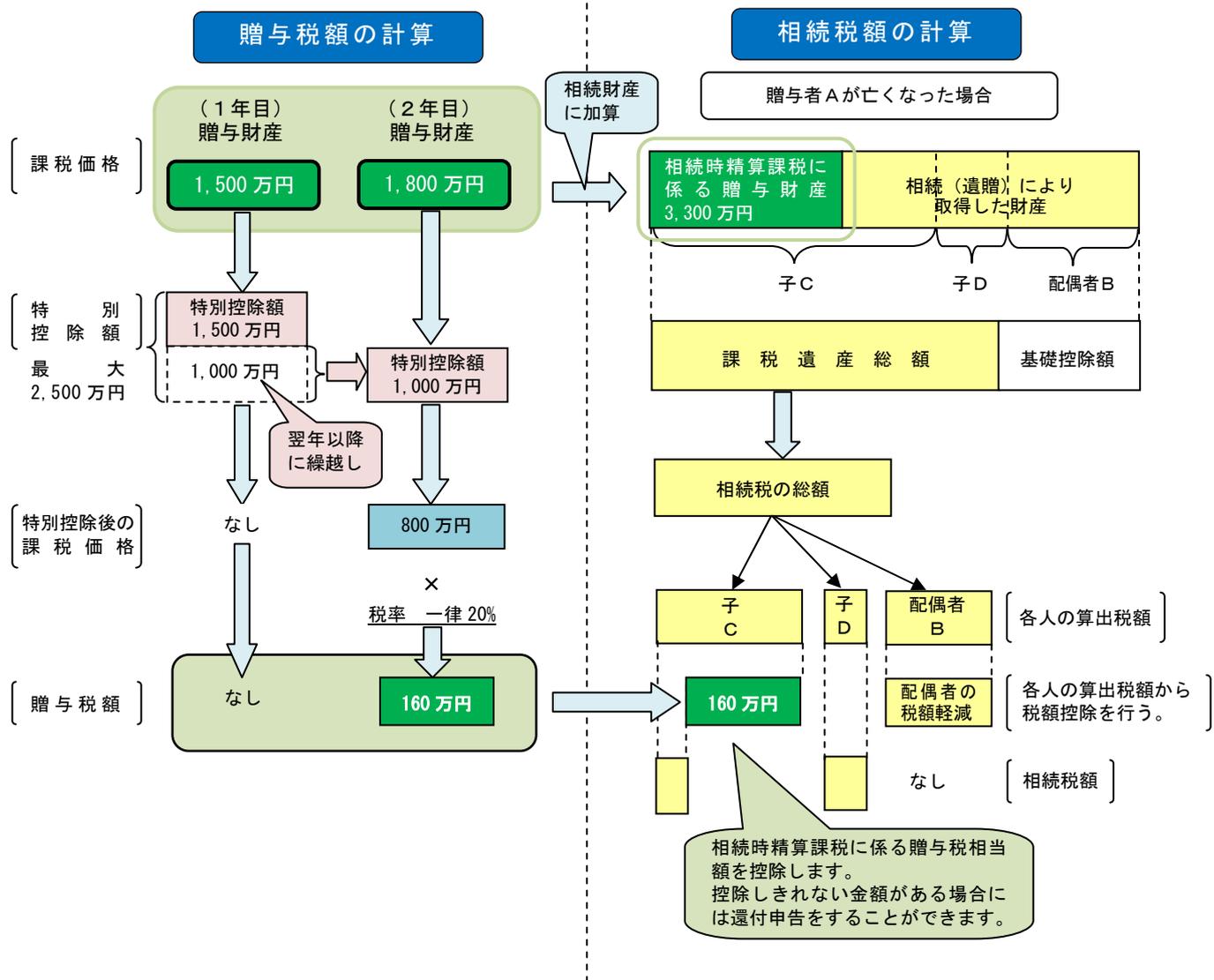
- ① この方式は、贈与者ごとに選択することができます。
- ② この方式を選択した場合には、その選択に係る贈与者から贈与を受ける財産については、その選択をした年分以降全て相続時精算課税が適用され、暦年課税への変更はできません。

お知らせ

平成 27 年 1 月から相続時精算課税の適用要件が変わります。

平成 27 年 1 月 1 日以後の贈与について適用される改正の概要については、81 ページをご覧ください。

□ 相続時精算課税のしくみ



ハ 適用要件

(イ) 適用対象者等

贈与者	贈与をした年の1月1日において65歳以上(平成26年分の贈与については、昭和24年1月2日以前に生まれた人)で、かつ、贈与をした時において受贈者の親であること。
受贈者	贈与を受けた年の1月1日において20歳以上(平成26年分の贈与については、平成6年1月2日以前に生まれた人)で、かつ、贈与を受けた時において贈与者の子である推定相続人であること。

- (注) 1 上記の推定相続人が亡くなっている場合には20歳以上である孫を含みます。
 2 その贈与者の養子となるなどの事由により、贈与を受けた年の途中でその贈与者の推定相続人となった場合には、推定相続人となった時より前にその贈与者から贈与を受けた財産については、相続時精算課税の適用を受けることはできません。

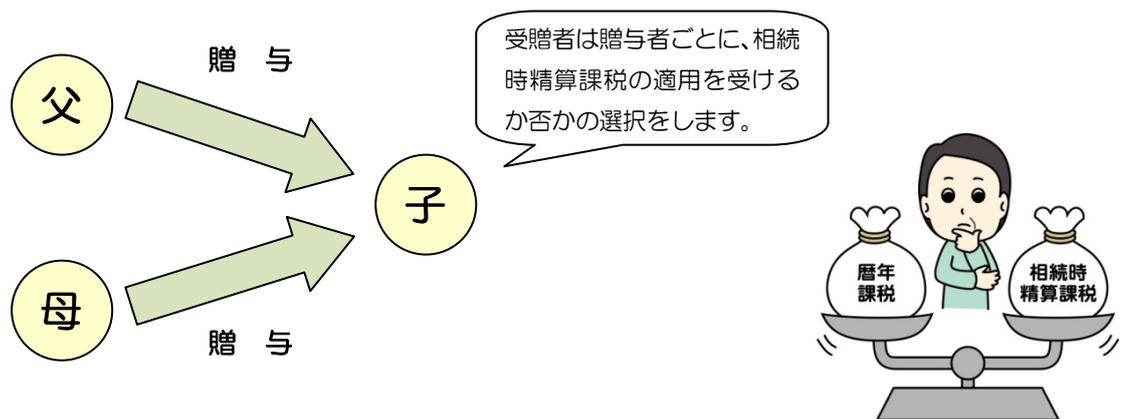
お知らせ 平成27年1月から相続時精算課税の適用要件が変わります。
 平成27年1月1日以後の贈与について適用される改正の概要については、81ページをご覧ください。

(ロ) 適用手続

相続時精算課税の適用を受けようとする人は、**贈与税の申告書の提出期間内**（5ページ参照）に「**相続時精算課税選択届出書**」（78ページ参照）を「**申告書第一表**」、「**申告書第二表（相続時精算課税の計算明細書）**」及び「**添付書類**」（24ページ参照）とともに受贈者の住所地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

なお、**贈与税の申告書の提出期間内に上記の申告書、届出書及び添付書類の提出がないときは、暦年課税が適用されます**（（注1）の場合に該当する人を除きます。）。

- (注) 1 上記の届出書は、その届出に係る贈与者から贈与を受けた財産について、平成25年分以前の贈与税の申告において相続時精算課税の適用を受けている場合には、再度提出する必要はありません（24ページの「添付書類」に掲げる書類も同様です。）。
- 2 平成25年分以前の贈与税の申告において相続時精算課税の適用を受けている人であっても、その適用に係る贈与者以外の人から贈与を受けた財産について、相続時精算課税の適用を受けようとする場合は、贈与税の申告書の提出期間内に、新たに届出書等を提出する必要があります。
- 3 上記の手続は、住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等のための金銭の贈与を受けた場合の特例の一つである「相続時精算課税選択の特例」（62ページ参照）の適用を受ける場合にも必要となります。
- 4 相続時精算課税の適用を受けようとしていた人が相続時精算課税選択届出書を提出する前に死亡した場合や、財産の贈与を受けた年にその贈与に係る贈与者が死亡した場合などは、この「贈与税の申告のしかた」の説明と異なる点がありますので、詳しくは税務署にお尋ねください。



二 計算方法

相続時精算課税を選択した贈与者ごとに、1年間に贈与を受けた相続時精算課税適用財産の価額の合計額（課税価格）から**相続時精算課税の特別控除額**を控除した残額に20%の税率を乗じて贈与税額を計算します。

相続時精算課税の特別控除額とは、次の1又は2に掲げる金額のうちいずれか低い金額をいいます。

- 1 2,500万円（前年までにこの相続時精算課税の特別控除額を使用した場合には、2,500万円から既に使用した額を控除した残額）
- 2 相続時精算課税を選択した贈与者ごとの贈与税の課税価格

- (注) 1 **相続時精算課税の特別控除額は、控除を受ける金額など一定の事項を記載した贈与税の申告書を申告書の提出期間内に提出した場合に限り控除することができます**（21ページの【事例2】参照）。
- 2 控除しきれなかった特別控除額については、翌年以降に繰り越されます。

2 贈与税の申告書の提出期間と提出先

平成 26 年分の贈与税の申告の相談及び申告書の受付は、

平成 27 年 2 月 2 日（月）から平成 27 年 3 月 16 日（月）までです。

贈与税の申告書は、受贈者の住所地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

申告書は、郵便や信書便による送付又は税務署の時間外収受箱へ投函する方法のほか、

e - Tax（電子申告）で提出（送信）することができます。

税務署の閉庁日（土・日曜日・祝日等）は、通常、税務署での相談及び申告書の受付は行っておりませんのでご注意ください。ただし、**一部の税務署**では**2月22日（日）と3月1日（日）**に限り**日曜日**でも、申告の相談及び申告書の受付を行います。

詳しくは、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】で確認されるか、最寄りの税務署にお尋ねください。

(注) 1 郵便又は信書便で送付する場合、通信日付印により表示された日を提出日とみなします。この日付が申告書の提出期間内となるよう、お早めにご送付ください。

2 「信書便」とは、民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する一般信書便事業者又は特定信書便事業者による信書便をいいます。

3 申告書の提出期限に遅れて申告と納税をした場合には、原則として加算税及び延滞税がかかりますのでご注意ください。

4 e - Tax（電子申告）により申告する場合は、住基カードに格納された電子証明書の取得（手数料が必要です。また、有効期間は3年です。）、ICカードリーダーライタの購入などの事前準備が必要です。

なお、この電子証明書は、社会保障・税番号制度の導入に伴い、平成 28 年 1 月以降に申請・交付が開始される「個人番号カード」に格納されます。

3 贈与税の申告書の種類

贈与税の申告書には、「第一表」、「第一表の二（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）」と「第二表（相続時精算課税の計算明細書）」などがあります。使用する贈与税の申告書については、次の表のとおりとなっています。

なお、申告書とともに提出することとされている添付書類について重複する書類がある場合には、重ねて提出する必要はありません。

申告の内容	使用する申告書
暦年課税のみを申告する人	第一表
相続時精算課税のみを申告する人	第一表と第二表
暦年課税と相続時精算課税の両方を申告する人	第一表と第二表
「住宅取得等資金の非課税」（60 ページ参照）と暦年課税を申告する人	第一表と第一表の二
「住宅取得等資金の非課税」（60 ページ参照）と相続時精算課税を申告する人	第一表と第一表の二と第二表

(注) 1 第一表の二は、1 枚に記載できる贈与者は 2 人ですので、贈与者が 3 人以上の場合には複数枚を使用することになります。

2 第二表は、特定贈与者（相続時精算課税選択届出書に係る贈与者をいいます。以下同じです。）ごとに作成するため、特定贈与者が複数いる場合には、その人数分の枚数を使用することになります。

4 贈与税の納付

(1) 原則

平成 26 年分の贈与税の納期限は、平成 27 年 3 月 16 日（月）です。

なお、納める贈与税額は、それぞれの課税方式（暦年課税・相続時精算課税）に区分して計算した額の合計額となります。

(注) 納付が遅れた場合には、納期限の翌日から納付の日までの延滞税を併せて納付する必要があります。

なお、延滞税の割合は、次のとおりです。

	割合
① 納期限の翌日から 2 月を経過する日まで	年「7.3%」と「特例基準割合（※）+1%」のいずれか低い割合
② 納期限の翌日から 2 月を経過した日以後	年「14.6%」と「特例基準割合（※）+7.3%」のいずれか低い割合

※ 特例基準割合

各年の前々年の 10 月から前年の 9 月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を 12 で除して得た割合として各年の前年の 12 月 15 日までに財務大臣が告示する割合に、年 1% の割合を加算した割合

イ 現金で納付する

現金に納付書を添えて、金融機関（日本銀行歳入代理店）又は受贈者の住所地の所轄の税務署の納税窓口で納付してください。

- (注) 1 納付書は、税務署又は所轄の税務署管内の金融機関に用意しています。金融機関に納付書がない場合には、所轄の税務署にご連絡ください。なお、申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知等による納税のお知らせはありません。
- 2 納付書の記入方法は、納付書の裏面を参照してください。また、住所、氏名、税額、申告書を提出した税務署名など、必要事項の記入もれがないよう、ご注意ください。

ロ 電子納税を利用する

(イ) インターネットバンキング等を利用する場合

ペイジー対応の金融機関のATMやインターネットバンキングを利用して贈与税を納付できます。

- (注) ペイジーとは、税金や公共料金、各種料金などの支払を、パソコンや携帯電話、ATMから行うことができるサービスです。利用には、金融機関との間でインターネットバンキング等の契約が必要です（ATMをご利用の場合には不要です。）。

(ロ) ダイレクト納付を利用する場合

事前に税務署に届出をしておけば、e-Tax を利用して電子申告等又は納付情報登録をした後に、簡単な操作で届出をした預貯金口座からの振替により即時又は期日を指定して贈与税を納付できます。

- (注) ダイレクト納付を利用するためには、e-Tax の利用開始のための手続が必要となるほか、ダイレクト納付利用届出書を書面で提出する必要があります。ダイレクト納付利用届出書を提出いただいてから利用可能となるまで1か月程度かかります。

※ 電子納税の手続は、「**確定申告書等作成コーナー**」（贈与税の申告書作成コーナー）から行うこともできます。

(2) 贈与税の延納

贈与税は、納期限までに金銭で納付するのが原則ですが、納期限までに金銭により一時に納付することが困難な事由がある場合で、一定の要件を満たしているときには、例外的な納付方法である延納が認められます。そのあらまは次のとおりです。

なお、延納の詳しい内容については、税務署にお尋ねいただくか、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】（ホーム>申告・納税手続>延納・物納申請等の手続）に掲載しております「相続税・贈与税の延納の手引」をご覧ください。

イ 延納の要件

次の表の要件の全てを満たす場合に、延納の許可が受けられます。

1	贈与税額が10万円を超えていること。
2	納期限までに金銭で納付することを困難とする事由があり、その納付を困難とする金額の範囲内であること。
3	納期限までに申請書及び担保提供関係書類を提出すること。
4	延納税額（利子税の額を含みます。）に相当する担保を提供すること。

- (注) 1 延納税額が50万円未満で、かつ、その延納期間が3年以下である場合には、担保を提供する必要はありません。
- 2 申請期限までに担保提供関係書類を提出できない場合は、税務署にご相談ください。

ロ 延納期間及び延納利子税

(イ) 延納期間

贈与税の延納期間は、申請に基づき、その者の事業の継続又は生活の状況等を考慮し、5年内となります。

なお、延納年割額は、必ずしも各年均等である必要はありません。

(ロ) 延納利子税

延納税額には、年6.6%の割合で利子税がかかります。

ただし、延納特例基準割合（※）が年7.3%に満たない場合は、次の算式により計算した割合（0.1%未満の端数切捨て）が適用されます。

(算式)

$$6.6\% \times \frac{\text{延納特例基準割合 (※)}}{7.3\%}$$

※ 延納特例基準割合

各分納期間の開始の日の属する年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合

ハ 担保の種類等

(イ) 担保として適格な財産

延納の担保として提供できる財産の種類は、次の表に掲げる財産に限られます。

なお、延納の担保は、贈与を受けた財産だけに限らず、自己の固有財産又は第三者が所有している財産であっても差し支えありません。

1	国債及び地方債
2	社債その他の有価証券で税務署長等が確実と認めるもの
3	土地
4	建物、立木等で保険に附したものの
5	鉄道財団等
6	税務署長等が確実と認める保証人の保証

(注) 上記の表の2の有価証券のうち、取引相場のない株式については、次のいずれかに該当する事由がある場合に限り、延納の担保とすることができます。

- ① 贈与により取得した財産のほとんどが取引相場のない株式であり、かつ、その株式以外に延納の担保として提供すべき適当な財産がないと認められること。
- ② 取引相場のない株式以外に財産があるが、その財産が他の債務の担保となっており、延納の担保として提供することが適当でないと認められること。

(ロ) 担保として不適格な財産

担保となる財産は、その担保に係る国税を徴収できる金銭価値を有するものでなければならぬことから、一般的に次の表に掲げるようなものは担保として不適格とされます。

1	法令上担保権の設定又は処分が禁止されているもの
2	違法建築、土地の違法利用のため建物除去命令等がされているもの
3	所有権を争っている場合など、係争中のもの
4	売却できる見込みのないもの
5	共有財産の持分（共有者全員が持分全部を提供する場合を除きます。）
6	担保に係る国税の附帯税を含む全額を担保としていないもの
7	担保の存続期間が延納期間より短いもの
8	第三者又は法定代理人等の同意が必要な場合に、その同意が得られないもの

※ 贈与を受けた人が贈与税を納められないような場合には、財産を贈与した人に、贈与した財産の価額に相当する金額を限度として、贈与税を連帯して納付していただくこととなります。

5 贈与税の申告に誤りがある場合

(1) 誤って少なく申告した場合

贈与税の申告書を提出した後に、申告をしなかった財産があったり、評価の誤りなどがあつたため、課税価格や税額が少なかったことなどに気付いたときは、原則として、前に提出した贈与税の申告書に記載した課税価格や税額等を修正する修正申告書を提出することができます。

なお、修正申告書の提出により納付することとなる税額には、加算税及び延滞税がかかる場合がありますので、ご注意ください。

(2) 誤って多く申告した場合

贈与税の申告書を提出した後に、上記(1)とは反対に計算や評価の誤りなどで課税価格や税額が多すぎたことなどに気付いたときは、贈与税の申告書の提出期限から一定の期間に限り、誤っていた課税価格や税額等を正当な課税価格や税額等に直すために、更正の請求をすることができます。詳しくは税務署にお尋ねください。

6 参考

(1) 贈与税の課税財産

贈与税がかかる財産は、「イ 贈与を受けた財産」及び「ロ 贈与を受けたものとみなされる財産」です。

イ 贈与を受けた財産

贈与を受けた財産とは、「あげましょう」「もらいましょう」という当事者間の契約により取得した土地、家屋、立木、事業（農業）用財産、有価証券、家庭用財産、貴金属、宝石、書画・骨とう、預貯金、現金などの一切の財産です。

- (注) 1 親の土地や家屋を無償で子の名義に変更したり、夫の株式を無償で妻の名義に変更した場合など、無償で不動産や有価証券などの財産の名義を変更した場合には、原則として、新たに名義人となった人が、その財産を贈与によって取得したものとされます。
- 2 親が買入れた土地や家屋を子の名義で登記したり、夫が買った株式を妻の名義にした場合など、買入れた不動産や有価証券などの財産の名義を他人名義にした場合には、原則として、その名義人となった人が、その取得資金を贈与によって取得したものとされます。
- 3 子や孫が、土地や家屋を取得するために親や祖父母から資金の援助を受けた場合には、その援助が贈与であるときはもちろん、その援助が貸借の形式をとっていても、その返済が「出世払い」や「ある時払いの催促なし」のように、実質的に贈与と認められるものであるときは、その資金を贈与によって取得したものとされます。
- 4 共働き夫婦が、土地や家屋を取得し、夫又は妻のどちらか一方の名義にした場合には、名義人となった人は、土地や家屋の取得に充てた資金のうち他の一方の人が負担した部分を、その人から贈与によって取得したものとされます。

ロ 贈与を受けたものとみなされる財産

贈与を受けた財産ではなくても、次の表に掲げる財産又は利益は、贈与によって取得したものとみなされます。

1	委託者以外の人を受益者とする信託が行われた場合の信託受益権
2	保険料を負担した人以外の人が受け取った保険金（相続税が課税される保険金は除かれます。）
3	掛金や保険料を負担した人以外の人が定期金の給付を受けることとなった場合の定期金の受給権
4	著しく低い価額で財産を譲り受けたことによる利益
5	債務の免除、引受け等を受けたことによる利益
6	1 から 5 までに掲げる財産又は利益以外の経済的な利益を受けたことによる利益
7	教育資金の非課税（9 ページ参照）の適用を受ける信託受益権又は金銭等に係る教育資金管理契約が終了した場合に非課税抛出額から教育資金支出額を控除した残額

ハ 贈与税がかからない財産

贈与を受けた財産であっても、次の表に掲げる財産には贈与税はかかりません。

1	法人から贈与を受けた財産（贈与税ではなく所得税がかかります。）
2	扶養義務者相互間で教育費や生活費に充てるために贈与を受けた財産で通常必要と認められる範囲内のもの
3	宗教、慈善、学術その他公益を目的とする事業を行う人で一定の要件に該当する人が、贈与を受けた財産で、その公益を目的とする事業の用に供することが確実なもの
4	学術に関する顕著な貢献を表彰するものとして又は顕著な価値がある学術に関する研究を奨励するものとして財務大臣の指定する特定の公益信託から交付された金品で財務大臣の指定するもの
5	学生や生徒に対する学資の支給を行うことを目的とする特定の公益信託から交付された金品
6	心身障害者共済制度に基づく給付金の受給権
7	国会議員、地方公共団体の議会の議員、都道府県知事及び市町村長の選挙の候補者が、選挙運動に関して贈与を受けた金品などで、選挙管理委員会に報告されたもの
8	相続又は遺贈によって財産を取得した人が、その相続のあった年にその被相続人から贈与を受けた財産で、特定贈与財産（10 ページ参照）に該当しないもの（贈与税ではなく相続税がかかります。）
9	社交上の香典や贈答品などで社会通念上相当と認められるもの
10	特定障害者扶養信託契約に基づく信託受益権で非課税の適用を受けるもの
11	住宅取得等資金の非課税（60 ページ及び 64 ページ参照）の適用を受ける金銭
12	教育資金の非課税（9 ページ参照）の適用を受ける信託受益権又は金銭等

【参考】直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税（教育資金の非課税）

○ 制度の概要

平成25年4月1日から平成27年12月31日までの間に、個人（30歳未満の方に限ります。以下このページにおいて「受贈者」といいます。）が、教育資金^{（注1）}に充てるため、金融機関等との一定の契約に基づき、受贈者の直系尊属（祖父母など）から①信託受益権を付与された場合、②書面による贈与により取得した金銭を銀行等に預入をした場合又は③書面による贈与により取得した金銭等で証券会社等有価証券を購入した場合には、これらの信託受益権又は金銭等の価額のうち1,500万円までの金額に相当する部分の価額については、金融機関等の営業所等を經由して教育資金非課税申告書を提出することにより贈与税が非課税となります。

その後、受贈者が30歳に達するなどにより、教育資金口座に係る契約が終了した場合に、非課税抛出资额^{（注2）}から教育資金支出額^{（注3）}（学校等以外に支払う金銭については、500万円を限度とします。）を控除した残額があるときは、その残額がその契約が終了した日の属する年に贈与があったこととされます。

（注）1 教育資金とは、以下の(1)及び(2)に掲げる金銭をいいます。

(1) 学校等に対して直接支払われる次のような金銭をいいます。

① 入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費又は入学（園）試験の検定料など

② 学用品の購入費や修学旅行費や学校給食費など学校等における教育に伴って必要な費用など

（※）「学校等」とは、学校教育法で定められた幼稚園、小・中学校、高等学校、大学（院）、専修学校、各種学校、一定の外国の教育施設、認定こども園又は保育所等をいいます。

(2) 学校等以外に対して直接支払われる次のような金銭で社会通念上相当と認められるものをいいます。

<イ 役務提供又は指導を行う者（学習塾や水泳教室など）に直接支払われるもの>

③ 教育（学習塾、そろばんなど）に関する役務の提供の対価や施設の使用料など

④ スポーツ（水泳、野球など）又は文化芸術に関する活動（ピアノ、絵画など）その他教養の向上のための活動に係る指導への対価など

⑤ ③の役務の提供又は④の指導で使用する物品の購入に要する金銭

<ロ イ以外（物品の販売店など）に支払われるもの>

⑥ ②に充てるための金銭であって、学校等が必要と認めたもの

2 非課税抛出资额とは、教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書にこの制度の適用を受けるものとして記載された金額を合計した金額（1,500万円を限度とします。）をいいます。

3 教育資金支出額とは、金融機関等の営業所等において、教育資金として支払われた事実が領収書等により確認され、かつ、記録された金額を合計した金額をいいます。

詳しくは、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】（ホーム>税について調べる>パンフレット・手引き「祖父母などから教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度のあらまし」などについて）をご確認いただくか、税務署にお尋ねください。

なお、教育資金及び学校等の範囲については、文部科学省ホームページ【www.mext.go.jp】（教育資金及び学校等の範囲に関する情報が掲載されています。）をご確認いただくか、文部科学省高等教育局学生・留学生課法規係にお尋ねください。

Q & A 「教育資金の非課税」の特例の適用

問： 「教育資金の非課税」の特例の適用を受けるためには、どのような手続を行えばよいのですか。

答： 「教育資金の非課税」の特例の適用を受けるためには、その適用を受けようとする受贈者が、教育資金非課税申告書をその教育資金非課税申告書に記載した取扱金融機関の営業所等を經由して、信託がされる日、預金若しくは貯金の預入をする日又は有価証券を購入する日（以下「預入等期限」といいます。）までに、その受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。また、教育資金非課税申告書が取扱金融機関の営業所等に受理された場合には、その受理された日にその受贈者の納税地の所轄税務署長に提出されたものとみなされます。

なお、預入等期限までに教育資金非課税申告書の提出がない場合には、「教育資金の非課税」の特例の適用を受けることはできません。

（注） 教育資金非課税申告書は、取扱金融機関の営業所等を經由して提出しなければなりません。

したがって、預入等期限までに税務署で行っていただく手続はありません。

「特定贈与財産」

特定贈与財産（8ページ）とは、贈与時において被相続人との婚姻期間が20年以上であるその被相続人の配偶者（既に被相続人からの贈与について贈与税の配偶者控除の特例の適用を受けたことがない人に限ります。）が、その被相続人から贈与を受けた居住用不動産又は金銭のうち、贈与税の配偶者控除の特例の適用があるものとした場合に、控除されることとなる金額（2,000万円が限度となります。）に相当する部分として、相続税の申告書において選択する部分をいいます。

なお、この特定贈与財産については、「贈与税がかからない財産」（8ページのハの8参照）には含まれませんので、贈与税の申告をしなければなりません。贈与税の配偶者控除の特例の要件については、59ページを参照してください。

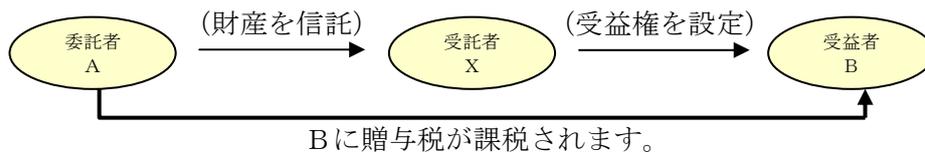
(2) 信託に関する権利等の贈与

新たに信託の設定を行った場合などで、適正な対価を負担することなく受益権等を取得した場合には、贈与税の申告が必要となります。

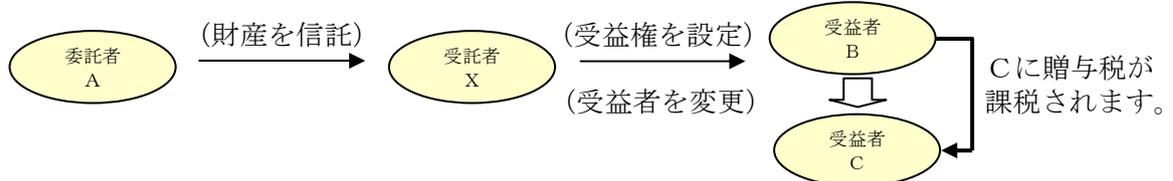
また、信託を設定する時点において受益者等の存しない信託で、将来、委託者の親族等が受益者となる信託の設定を行った場合（例えば、信託を設定した時点ではまだ生まれていない孫等を受益者として指定した場合）には、信託の受託者は、贈与税の申告が必要となります。

信託の設定等により贈与税の課税関係が生じるケース（例）

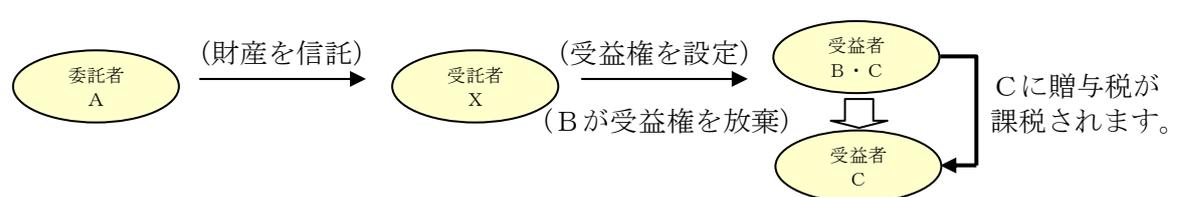
1 委託者と受益者が異なる場合



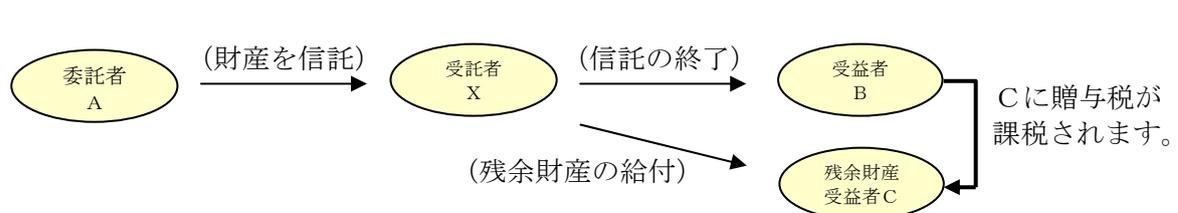
2 受益者を変更した場合



3 受益者の一部の人が権利を放棄した場合



4 信託が終了し残余財産が給付された場合



(3) 贈与財産の評価

贈与を受けた財産の価額は、原則として、贈与を受けた時の時価で評価します。
 主な財産の評価のあらましは、次のとおりです。
 詳しくは税務署にお尋ねください。

イ 土地

(イ) 宅地

宅地の評価方式には、【路線価方式】と【倍率方式】という2つの方法があります。

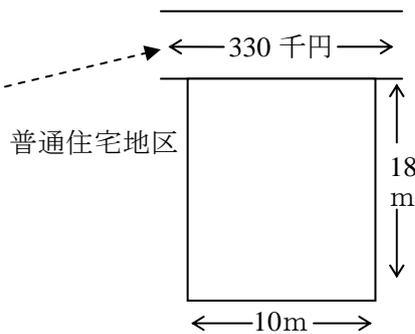
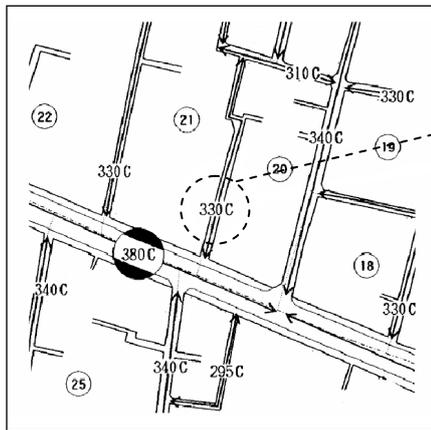
【路線価方式】

路線価が定められている地域の評価方法です。路線価とは、路線（道路）に面する標準的な宅地の1平方メートル当たりの価額のことで、「路線価図」で確認することができます。

宅地の価額は、原則として、路線価をその宅地の形状等に応じた調整率で補正した後、その宅地の面積を掛けて計算します。

(注) 調整率には、「奥行価格補正率」、「側方路線影響加算率」などがあります。具体的な数値については、国税庁ホームページで閲覧することができます（土地及び土地の上に存する権利の評価についての調整率表【www.nta.go.jp】）。

路線価図（抜粋）



(路線価) (奥行価格補正率) (面積) (評価額)

$$33 \text{ 万円} \times 1.00 \times 180 \text{ m}^2 = 5,940 \text{ 万円}$$

【倍率方式】

路線価が定められていない地域の評価方法です。宅地の価額は、原則として、その宅地の固定資産税評価額（都税事務所や市（区）役所又は町村役場で確認してください。）に一定の倍率（倍率は「評価倍率表」で確認することができます。）を掛けて計算します。

評価倍率表（抜粋）

固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
路線	比準	比準	比準	比準		
路線	比準	比準	比準	比準		
1.1純	13純	22				
1.1純	11純	16純	19純	20		

(固定資産税評価額) (倍率) (評価額)
 1,000万円 × 1.1 = 1,100万円

(注) 評価倍率表の「固定資産税評価額に乗ずる倍率等」欄に「路線」と表示されている地域については、路線価方式により評価を行います。

※「路線価図」や「評価倍率表」は、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】で閲覧することができます（財産評価基準書 路線価図・評価倍率表【www.rosenka.nta.go.jp】）。

(ロ) 借地権等

借地権等の評価については次のとおりです。

借地権	原則として、路線価方式又は倍率方式により評価した価額に借地権割合を掛けて計算します。
定期借地権	原則として、贈与の時に於いて借地権者に帰属する経済的利益及びその存続期間を基として計算します。
貸宅地	原則として、路線価方式又は倍率方式により評価した価額から、借地権、定期借地権等の価額を差し引いて計算します。
貸家建付地	原則として、路線価方式又は倍率方式により評価した価額から、借家人の有する敷地に対する権利の価額を差し引いて計算します。

(ハ) 田畑又は山林

原則として、固定資産税評価額（都税事務所や市（区）役所又は町村役場で確認してください。）に一定の倍率（倍率は「評価倍率表」で確認することができます。）を掛けて計算します。

ただし、市街地にある田畑又は山林については、原則として付近の宅地の価額に比準して計算します。

ロ 家屋

原則として、固定資産税評価額（都税事務所や市（区）役所又は町村役場で確認してください。）により評価します。

ハ 森林の立木

原則として、樹種、樹齢別に定めている標準価額（標準価額は国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】で確認することができます（財産評価基準書 路線価図・評価倍率表【www.rosenka.nta.go.jp】。）を基として評価します。

ニ 事業用の機械、器具、農機具等

原則として、類似品の売買価額や専門家の意見などを参考として評価します。

ホ 上場株式

原則として、次の(イ)から(ニ)までの価額のうち、最も低い価額により評価します。

- (イ) 贈与を受けた日の終値
- (ロ) 贈与を受けた月の毎日の終値の月平均額
- (ハ) 贈与を受けた月の前月の毎日の終値の月平均額
- (ニ) 贈与を受けた月の前々月の毎日の終値の月平均額

(注) 上場株式を負担付贈与又は対価を伴う取引により取得した場合には、その株式の価額は、取得日における最終価格（終値）によって評価します。

ヘ 取引相場のない株式、出資

原則として、その会社の規模の大小、株主の態様、資産の構成割合などに応じ、次のような方式により評価します。具体的には「取引相場のない株式（出資）の評価明細書」（評価明細書の様式は国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードすることができます。）を用いて評価します。

- (イ) 類似業種比準方式
- (ロ) 純資産価額方式
- (ハ) (イ)と(ロ)の併用方式
- (ニ) 配当還元方式

ト 家庭用財産・自動車

原則として、類似品の売買価額や専門家の意見などを参考として評価します。

チ 書画・骨とう等

原則として、類似品の売買価額や専門家の意見などを参考として評価します。